

五監公告第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年2月27日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

農林課

3. 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行

4. 監査の実施期間

平成27年1月29日～平成27年2月24日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 補助金交付事務において、補助事業完了復命書の記載誤りなど不適切な事務処理が散見された。今後、五泉市補助金交付規則及び五泉市農林水産業振興事業費補助金交付要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。

- ② 備品の現在高報告書と備品台帳の現在数で整合のとれていないものが散見された。また、未使用の備品が多く見受けられるので、所管替え又は使用不能な備品については廃棄するなど適正な管理に努められたい。